戦時下の日本における厚生事業と社会連帯思想

坪井 真

要旨 本研究は、戦時厚生事業期に発刊された関連文献の解釈的アプローチをとおして、社会構造史の方法論(Kocka=2000)が示す「通時的な観点と共時的な観点」から、戦時厚生事業期の国民と家庭を取り巻く社会的・文化的側面の影響を分析し、社会連帯思想の特徴について考察した。

その結果、『戦時家庭教育指導要項』(文部省社会教育局1942)が示す「家」は、戦時厚生事業の思想的特徴(国家主義・日本主義など)と類似しており、「隣保相扶」(郡司2009)と連関する役割に位置づけられる。また、同要項が示す母親の役割は「戦争に役立つ『人的資源の維持培養と国民生活の安定』」という戦時厚生事業(池田1986)の特徴と一致し、「個人主義的思想」の排除を重視する点は戦時厚生事業期の「『日本型』連帯思想」(吉田1979)と通底している。さらに同要項の「五、家生活ノ刷新充実」が示す「隣保相扶」と「二、健全ナル家風ノ樹立」が明記する「隣保協和」は、「家」→血縁による「家」と「家」の関係→地縁の相互扶助(隣保相扶)→国家の家族的な結合という「地域を統合することで国民を戦争に動員する機能」(郡司2009)を包含する概念ではないかと考える。

社会的連帯思想の鍵概念である「生の偶然性」(齋藤2004) に基づき、本研究の分析結果を整理するならば、「国家主義的な性格」(池田1994) に変容した戦時厚生事業期の「『日本型』連帯思想」(吉田1979) は、国民一人ひとりの「生の偶然性」による「個人に帰責しうる範囲」が最大化した政策理念であったといえよう。

キーワード:戦時厚生事業 戦時家庭教育 社会連帯思想 隣保相扶・隣保協和 生の偶然性

I. はじめに

1. 本研究の背景と目的

2018 (平成30) 年4月1日に施行された改正後の社会福祉法 (以下「改正社会福祉法」という) は、その政策理念として、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進を明示している。周知のとおり、日本の社会福祉は、2000 (平成12) 年の社会福祉事業法改正以降、地域福祉を重視した政策に転換した。上述の改正社会福祉法が示す政策理念は、その延長線上にあるといえよう。

一方、改正社会福祉法には、従前の政策理念と 異なる概念も含まれている。それはニッポン一億 総活躍プラン(2016年[平成28年]6月2日閣議 決定)が示す「支え手側と受け手側に分かれるの ではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる、地域 共生社会の実現」¹⁾である。社会福祉分野の有識 者が提言した『地域力強化検討会最終とりまとめ 〜地域共生社会の実現に向けた新しいステージへ 〜』(2017[平成29]年9月:以下「検討会報告 書」という)によれば、「地域共生社会の実現に 向けた取組は、『縦割り』を超えた相談支援体制、 『支え手』と『受け手』が固定しない社会や制度 づくり、『他人事』であった様々な課題を『我が 事』としてとらえることができる地域づくり」(同

TSUBOI Makoto 作新学院大学女子短期大学部 教授 報告書 p.29) であるという。このうち、「『他人事』であった様々な課題を『我が事』としてとらえることができる地域づくり」(以下「我が事の地域づくり」という) には、住民相互の社会的連帯という概念が内在しているのではないか。

社会的連帯という概念について、政治学者の齋 藤(2004a:1)は「互いの生を保障するために 人びとが形成する人称もしくは非人称の連帯 | と 定義している。齋藤(2004a:275-276)によれ ば、「人称的な連帯 | は「人びとが、自発的に互 いの生を支え合う連帯 | という特徴を有し、「特 定の人びとの間にネットワークとして形成される ものであり、それが可能にする生の保障は社会の 全域に及ばない。それは、制度化されていないが ゆえに、生の保障としては不安定であり、加え て、誰が支援し、その支援を誰が受けているのか が見えやすいという難点がある」という。一方、 「非人称の連帯」は「資源の強制的な移転」およ び「互いに見知らぬ人びとの間に成立する」とい う特徴を有し、その典型例が「相互に見知らぬ他 者でありつづけながらも、保険料を拠出するとい う行動を通じて、労災や疾病といったリスクに直 面した人びとの生活 | を支える社会保険である。

いうまでもなく、現代の我が国は、日本国憲法により国民主権が規定されており、権利保障と民主主義を基盤とした社会である。よって、「我が事の地域づくり」は、主権者である国民一人ひとりの「自発的に互いの生を支え合う連帯」(齋藤2004a)として理解できる。しかしながら、その目的概念である地域共生社会の実現は、ニッポン一億総活躍プランという政策に基づいている。換言するならば、国民主体の「我が事の地域づくり」は、国民運動ともいうべき国家単位の政策目標に位置づけられるのではないか。

そこで本研究は、国民の主体性と国家単位の政策の関係性に着目し、現代の日本国憲法と異なる第二次世界大戦前(以下「戦前」という)の状況をとおして、国民の主体性と国家単位の政策の関係性に係る共時的特徴(同時代における社会的・文化的側面の影響)と通時的特徴(歴史的展開過

程において継承された特徴もしくは変容した特徴)を論究したい。

2. 本研究の分析方法と分析対象

戦前の社会福祉(以下「社会事業」という)を 通時的に論究した池田(1986:652)は、1918(大 正7)年の「米騒動以降に社会連帯論にもとづく 社会事業の本格的な展開がみられたしと論じてい る。池田(1994:115)によれば、当時の「社会 連帯論 | は、「ドイツ歴史学派の社会有機体説 | に影響を受け、「個(市民)を相対的なものとし て全体(国家あるいは社会)に従属させる傾向を もち、自由主義と対立する国家主義的な性格しの 思想と「フランスのL.ブールジョアの社会連帯論| に影響を受け、「個(市民)を絶対的なものとみ る自由を前提とした社会的平等 | の思想が併存し ていた。つまり、池田が論じた「社会連帯論」の 思想(以下「社会連帯思想」という)は、戦前の 日本社会における通時的特徴、とりわけ、明治期 以降の近代化政策の影響を示唆している。

歴史学者のLe Goff (=1999:71-72) によれば、 「明治の近代化」は「西洋的技術の受容」を推進 する一方、国民(=臣民)を「国ノ主権(筆者 注:天皇) ニ服従スル者 | (穂積1912) と定めた 1889 (明治22) 年制定の大日本帝国憲法に象徴さ れる「伝統的な諸価値の保存」が特徴である。社 会構造史の方法論²⁾ を提唱した Kocka (=2000: 138-139) の「近代化論」(工業化と自由民主主義 が同時に進行するという西欧の発展モデル)に基 づくならば、Le Goffの議論は、明治期以降の日 本社会が「西欧の発展モデル」と異なる社会的・ 文化的特徴を示唆しているのではないか。した がって、既述した「我が事の地域づくり」に内在 する社会連帯思想の特徴(国民主体の「我が事の 地域づくり」が国家単位の政策目標に位置づけら れているという点)と明治期以降の「伝統的な諸 価値の保存しの通時的な関係性は、重要な論点に 位置づけられる。

前出の池田 (1986) および吉田 (1979・1981) の研究成果によれば、大正期から昭和初期までの 期間が社会事業期であり、1932(昭和7)年の救護法施行以降もしくは1937(昭和12)年の日中戦争勃発から1945(昭和20)年の敗戦までの時期は戦時厚生事業期とされる。

戦時厚生事業の特徴として、吉田 (1979:395-396) は「戦時国家の要請による『人的資源の保 護育成』政策と、伝統的家族制度や隣保制度的心 情」が結合した「『日本型』連帯思想」を戦時厚 生事業の特徴に位置づけている。吉田によれば、 「『日本型』連帯思想 | はレオン・ブルジョアによ る「義務としての連帯(不同性・交換分業を基礎 とする有機的連帯) | を排除し、「事実としての連 帯(成員の類似性に基く機械的連帯) を基盤に した社会連帯思想である。一方、池田(1986: 657-658) は「厚生事業理論」を「社会連帯思想 における国家主義的傾向しの体系化に位置づけ、 1929 (昭和4) 年の世界的な「大恐慌がもたらし た構造的危機にたいする統治の機構として成立し た天皇制ファシズムがその統治の一環として成立 をもとめた社会事業に対するイデオロギーであっ た」と論じている。池田によれば、戦時厚生事業 は「社会事業の国家統制の下での普遍化と制度化」 であり、「戦争に役立つ『人的資源の維持培養と 国民生活の安定』 | が目的であったという。

両者の議論は、戦時厚生事業期が大日本帝国憲法下で国民の主体性が最も縮小した時代であることを示唆している。つまり、「戦時国家の要請による『人的資源の保護育成』政策と、伝統的家族制度や隣保制度的心情」(吉田)が結合した戦時厚生事業期は、国民の主体性と国家単位の政策の関係性に係る共時的特徴と通時的特徴を論究するうえで重要な時期区分に位置づけられる。とりわけ、吉田(1979)が指摘する「『人的資源の保護育成』政策」と「伝統的家族制度」の結合は、当時の家庭生活もしくは家族成員に与える「『日本型』連帯思想」の影響が論点であることを示している。

一方、戦時厚生事業期における「『日本型』連帯思想」は「『人的資源の保護育成』政策」と 「隣保制度的心情」の結合(吉田)が特徴のひと つである。郡司(2009:348-349)によれば、国 民の「隣保制度的心情」に関連する「隣保相扶」 は、日露戦争時に内務官僚が創出した「国家の動 員装置であり、イデオロギー」であった。また、 「隣保相扶」は「前近代からの系譜を引く村落共 同体による相互扶助」を「国家の末端機関である 市(区)町村に拡大」し、「地域を統合すること で国民を戦争に動員する機能」を有していたとい う。

郡司の研究成果は「隣保相扶」が「日本の近代 国家が試みた地域統合」の「国民動員政策」であ り「軍隊を支えた社会的基盤」として機能してい たことを解明している。したがって、戦時厚生事 業期における家庭と「隣保相扶」の関連性は、今 後の研究課題といえよう。

そこで本研究は、戦時厚生事業期に発刊された 関連文献の解釈的アプローチをとおして、社会構 造史の方法論(Kocka=2000)が示す「通時的な 観点と共時的な観点」から、戦時厚生事業期の国 民と家庭を取り巻く社会的・文化的側面の影響を 分析し、社会連帯思想の特徴について考察する。

Ⅱ. 結果と考察

1940 (昭和15) 年発刊の『時局下に於ける社会 事業の推移』(財団法人三井報恩会:21・24) に よれば、第一次世界大戦および関東大震災などを 契機に発展した日本の社会事業は「所謂『社会連 帯』『共存共栄』といふが如き原理に立脚して、 公共の福利増進を目標 | としてきたが「時局下の 体勢に処するに、従来の社会事業概念を以てして は遂に包摂しきれなくなり、社会事業概念を止揚 してその上位概念として厚生事業概念は構成 | さ れたという。その結果、「従来社会事業の基礎的 思想とするところは、社会連帯主義であったのに 対し、厚生事業を基礎づける根源的な思想として は、国家主義、国民主義、日本主義等といった言 葉で表現され得るものであり、かかる国家意識を 基調として厚生事業が運営される以上、斯業は 益々公営化の傾向を辿りつつある|状況となっ

た。同書の記述内容に基づくならば、「公共の福 利増進を目標」としてきた社会事業の「基礎的思 想」は「社会連帯主義」であり、戦時厚生事業を 「基礎づける根源的な思想」は「国家主義、国民 主義、日本主義」であるという(表1)。

さらに『時局下に於ける社会事業の推移』(財団法人三井報恩会:22-23)は、1939(昭和14)年に開催された「六大都市社会事業協議会」の決議文を引用しつつ、戦時厚生事業の概要を以下のとおり記している。

かくて厚生事業は、「国家的見地に於て、国民の生の充実と発展を志向して、精神上、身体上、職業上、経済上及び政治上等の諸手段により、生活上の保護及び指導をなす公私の施設である」とし、「其の対象たる要保護者を、一国発展の基礎たる人的資源の保護乃至培養と云ふ積極的な目的の下に高い一国全体の立場からみ、社会事業をはじめ、国民の保健、衛生、体位向上を目的とするもの及び国民生活の安定を目的とするものを合せて、厚生事業の領域として把握し」ようとするのである。

(『時局下に於ける社会事業の推移』pp.22-23より引用)

上記の引用文によれば、戦時厚生事業は「社会事業」だけでなく、「国民の保健、衛生、体位向上を目的とする」事業と「国民生活の安定を目的とする」事業も包含しており、その目的が「一国発展の基礎たる人的資源の保護乃至培養」であるという。この点は、吉田(1979:395-396)が指摘した戦時厚生事業期における社会連帯思想の特徴、すなわち「戦時国家の要請による『人的資源

の保護育成』政策と、伝統的家族制度や隣保制度 的心情」が結合した「『日本型』連帯思想」を当 時の社会事業団体・関係者も認識していた証左と いえよう。

一方、同書は、当時の社会事業団体・関係者が 「従来の社会事業概念」と「厚生事業概念」を両 面価値的(アンビバレント)に認識していた可能 性を示している。

如何に社会事業が時代と共に変化し、転換し、 飛躍しようとも、斯業がその究極に於て「人」を 対象とする仕事である以上、最も尊重されなけれ ばならぬのは、人格とその精神である。よしそれ が「厚生事業」と稱ばれようとも、斯業に協力献 身する人には、専門的な知識技能、円満なる常 識、最高の教養と共に千万人と雖も吾往かむの自 主独往の精神と友愛奉仕の灼熱的心情を求めてや まぬのである。殊に我が国社会事業は、上歴朝の 仁政を中心として、下国民の同胞相愛、隣保相扶 の淳風を基調として行はれ来っている。億兆齊し く 陛下の赤子としてその所を得ざるものなきを 期し給ふ 御仁慈の大御心を奉戴して、その徹底 を期し、画策実践するところに、我が国社会事業 の特色がある。

(『時局下に於ける社会事業の推移』pp.25-26よ り引用)

既述したとおり、社会事業から戦時厚生事業に至る時代は、天皇を主権者に位置づけ、国民を天皇に「服従スル者」(穂積1912)に位置づけた1889(明治22)年制定の大日本帝国憲法が存在していた。Kocka(=2000)の「近代化論」に基づくならば、上記の引用文が示す社会事業団体・関

表 1 社会事業と戦時厚生事業の思想・特徴

社会事業(1920年前後~1932年もしくは1937年)	戦時厚生事業(1932年もしくは1937年~1945年)
【思想】社会連帯主義	【思想】国家主義・国民主義・日本主義
【特徴】「社会連帯」「共存共栄」という原理に基づく「公	【特徴】国家意識を基調として運営される。その結果、
共の福利増進」が目標。	公営化の傾向が進む。

備考:財団法人三井報恩会 (1940) 『時局下に於ける社会事業の推移』に基づき筆者作成

係者の両面価値的な認識は、明治期以降の「伝統 的な諸価値の保存」も影響しているのではないか と考える。

一方、引用文の前半に示された社会事業の特徴(社会事業が「『人』を対象とする仕事である以上、最も尊重されなければならぬのは、人格とその精神である」という表現)は、「一国発展の基礎たる人的資源の保護乃至培養」(同書pp.22-23)と異質な思想的特徴、すなわち、Kocka(=2000)の「近代化論」を構成する「自由民主主義」が内在しているのではないか。換言するならば、同書に記された社会事業の「基礎的思想」は、「個(市民)を絶対的なものとみる自由を前提とした社会的平等」(池田1994)に基づく社会連帯思想であった可能性が高い。

しかしながら、1937(昭和12)年の日中戦争勃発以降、戦時厚生事業期に移行する過程で「従来の社会事業概念」は「国家主義、国民主義、日本主義」を特徴とする思想に変容した。本研究の論点に基づくならば、戦時厚生事業期における社会連帯思想は「個(市民)を相対的なものとして全体(国家あるいは社会)に従属させる傾向をもち、自由主義と対立する国家主義的な性格」(池田1994)が特徴であったといえよう。

では、「自由主義と対立する国家主義的な性格」 (池田1994) に変容した戦時厚生事業期の「『日本型』連帯思想」(吉田1979) は、当時の家族・家庭にどのような影響を及ぼしたのだろうか。その分析対象として、本研究は戦時厚生事業期に文部 省社会教育局が発表した『戦時家庭教育指導要項』(文部省社会教育局1942)を取り上げたい。

日米開戦後の1942 (昭和17) 年、文部省社会教育局は、国民の家庭生活や家族の役割に係る『戦時家庭教育指導要項』を発表した(表2)。

同要項を解説した東京帝国大学教授の戸田貞三 (1942:2) は「元来我が国に於ては、個々の家が集まって国を形成しているのではなく、個々の家は国を本として存立している」と述べ、女性の役割を以下のとおり記している。

今や我が国は、世界新秩序建設の途上にある。 億兆一心、臣道実践の要望されること、今日より 甚しい時はない。(中略)女子としてこれに備ふ るためには、我が国の家の本義を十分に体得し、 「その使命」の発揚に全力を傾けることが肝要で ある。されば女子は「健全なる家風の樹立」に努 め、家を守り国民の母親たるべき「母性の教養」 を昂め、以て次代を背負ふ「子女の薫陶養護」に 専念し、更に「家庭生活の刷新充実」を図って、 今日の時局に処し得べき国民生活を確立するなら ば、それによっておのづから皇運扶翼の途を完う することが出来る。

(『家の道 文部省戦時家庭教育指導要項解説』p.3 より引用)

上記の引用文からも理解できるとおり、『戦時 家庭教育指導要項』(以下「指導要項」という) は戦時下における家族(特に女性)と家庭の役割

表 2 『戦時家庭教育指導要項』の項目

- 一、我ガ国ニ於ケル家ノ特質ノ開明並ニ其ノ使命ノ自覚
- 二、健全ナル家風ノ樹立(敬神崇祖、敬愛・親和・礼節・謙譲、一家和楽、隣保協和)
- 三、母ノ教養訓練(国家観念ノ滋養、日本婦道ノ修練、母ノ自覚、科学的教養ノ向上、健全ナル趣味ノ滋養、健全 ナル母体ノ錬成)
- 四、子女ノ薫陶養護(皇国民タルノ信念ノ啓培、剛健ナル精神ノ鍛錬、醇乎タル情操ノ陶冶、良キ躾、身体ノ養護 鍛錬)
- 五、家生活ノ刷新充実(時局認識、家庭経済ノ国策へノ協力、家生活ニ於ケル科学ノ活用、家族皆労、隣保相扶、 国防訓練、家庭娯楽ノ振興)

備考: 文部省社会教育局(1942)『家庭教育指導叢書, 第1輯』に基づき筆者作成

を記した内容である。たとえば『指導要項』の 「一、我ガ国ニ於ケル家ノ特質ノ開明竝ニ其ノ使 命ノ自覚 | が示す「家 | の特徴は、①祖孫一体の 道に則る家長中心の結合、②皇室を宗家と仰ぎ、 国の家として生成発展する場、③忠孝一本の大道 に基づく子女錬成の道場である。戸田(1942: 34) によれば、「家に於ける没我・従属は、決し て屈従・迎合ではない。心からなる永遠の『随 順』で、少しの疑念ももたない信頼である。この 性情が家の生活で体得され、やがて国の生活にま で高められて、君国に帰一する没我奉公の国民性 になる」という。このように『指導要項』が示す 「家」は、戦時厚生事業の思想的特徴(国家主 義・日本主義など)と類似しており、「国家の動 員装置であり、イデオロギー |(郡司2009) の「隣 保相扶 | と連関する役割に位置づけられる。

また、『指導要項』の「二、健全ナル家風ノ樹立」が示す「健全ナル家風」の基盤は、①神を敬い、祖先を崇める行為は、祖孫一体の道の中枢であり、忠孝一本の大道を顕現する、②家長を中心に序列を正しくすることが家庭生活の根本である、③家庭生活を健全にすることが健全な国家の基礎を確立することになる、④家庭生活は国家活動の源泉である。つまり、前出の「家」を維持・継続させる理念が「健全ナル家風」といえよう。

さらに『指導要項』の「三、母ノ教養訓練」は 母親の役割を示し、「四、子女ノ薫陶養護」は子 育ての方針を明記している。このうち、「三、母 ノ教養訓練」は、①子育て(子女の薫陶養護)は 母親が重要な責務を担う、②家庭生活は常に国家 活動の源泉である、③日本の女性は、個人主義的 思想を排除しなければならない、④日本の女性 は、本来の美徳(従順・温和・貞淑・忍耐・奉 公)を滋養練磨するよう努めなければならない、 ⑤皇国の次代を担う人材育成という責任と使命を 母親は自覚し、薫陶養護をおこなうことなどが記 されている。上記の内容は、既述した「戦争に役 立つ『人的資源の維持培養と国民生活の安定』」 をめざす戦時厚生事業(池田1986)の特徴と一致 している。また、「個人主義的思想ヲ排シ日本婦 人本来ノ従順、温和、貞淑、忍耐、奉公等ノ美徳 ヲ滋養練磨スルニ努メシム」ことを当時の母親に 求める『指導要項』の価値観は、「自由主義と対 立する国家主義的な性格」(池田1994) に変容し た戦時厚生事業期の「『日本型』連帯思想」(吉田 1979) と通底しているのではないか。

『指導要項』の「四、子女ノ薫陶養護」も「戦 争に役立つ『人的資源の維持培養と国民生活の安 定』 | をめざす戦時厚生事業 (池田1986) の特徴 と類似している。具体的には、父母の愛情と健全 な家風の環境により、次代の皇国民を錬成するこ とが家庭教育(母親を中心とした子育て)の目的 であり、幼少時から「尽忠報国」の信念を身につ けることが重視された。また、戦争遂行に必要な 「人的資源の維持培養」(池田1986) に関連した事 項として、「四、子女ノ薫陶養護」は、①質実剛 健・堅忍持久・勇往邁進の精神や勤労・節倹・忍 苦の精神を養うこと、②強固な意志を鍛錬するこ と、③実践力を培うこと、④強健な身体と雄渾な 気魄を培うことを列挙している。「四、子女ノ薫 陶養護 | の「良キ躾 | を解説した戸田(1942: 174-177) は、躾が「意識的に植えつけられた習 慣である」と定義し、「自律自治」「克己自制」「自 彊不息 | 「勤労の精神 | などの重要項目を列挙し ている。さらに戸田(1942:43)は「子女の薫陶 養護」が「君国に奉ずる一大責務である」と記 し、子育ての目的を「忠孝両全の臣道を完う」す ることに位置づけている。

『指導要項』の「五、家生活ノ刷新充実」は、 戦時下における家庭生活の政策理念を反映させた 内容である。まず、「家生活ノ刷新充実」は、大 東亜戦争の目的を完遂し、永遠に皇国を発展させ る項目(表2)が列挙されている。このうち、「隣 保相扶」について「五、家生活ノ刷新充実」は、 ①家庭生活の刷新・充実を図るためには、各家庭 が孤立しては実現不可能である、②各家庭は隣保 相扶で軍事援護の実績をあげ、「家」内外に通じ た生活の刷新・充実を実現することが重要である と記している。一方、「二、健全ナル家風ノ樹立」 によれば、「隣保協和」は、①血縁と地縁は、古 来より我が国に於ける「家」と「家」の結合の基本である、②血縁による「家」と「家」の親しい関係を地縁の相互扶助に移行することは、国家の家族的な結合の基盤となる点が特徴である。つまり、『指導要項』が示す「隣保相扶」と「隣保協和」は、「家」→血縁による「家」と「家」の関係→地縁の相互扶助(隣保相扶)→国家の家族的な結合という「地域を統合することで国民を戦争に動員する機能」(郡司2009)を包含する概念ではないかと考える。

前出の齋藤(2004b:289-290·302)は「社会 的連帯の理由 | の一つとして「生の偶然性 | をあ げている。齋藤によれば、人間の「生」は性別・ 人種・身体状況・家庭環境などの「無数の偶然性 の複合とその累積のうえ」に成立し、人間の社会 が「生の偶然性」に「恵まれた者と恵まれなかっ た者から成り立っている | と論じている。さらに 齋藤は「生の偶然性」が「最も広く定義される場 合には、個人に帰責しうる範囲が逆に最小化され ることになり、実質的な平等を達成するような生 の保障が求められることになる」と論じ、「生の 保障」を「(再) 定義する政治的過程から誰もが 実質的に排除されていないという条件のもとで行 われるべき」であると主張している。齋藤の議論 に基づき、以上の分析結果を整理するならば、 「国家主義的な性格」(池田1994) に変容した戦時 厚生事業期の「『日本型』連帯思想」(吉田1979) は、国民一人ひとりの「生の偶然性」による「個 人に帰責しうる範囲」が最大化した政策理念で あったといえよう。

Ⅲ. まとめ

本研究は、戦時厚生事業期に発刊された関連文献の解釈的アプローチをとおして、社会構造史の方法論(Kocka=2000)が示す「通時的な観点と共時的な観点」から、戦時厚生事業期の国民と家庭を取り巻く社会的・文化的側面の影響を分析し、社会連帯思想の特徴について考察した。その結果は以下のとおりである。

- (1) 『指導要項』が示す「家」は、戦時厚生事業の思想的特徴(国家主義・日本主義など)と類似しており、「隣保相扶」(郡司2009)と連関する役割に位置づけられる。また、同要項が示す母親の役割は、「戦争に役立つ『人的資源の維持培養と国民生活の安定』」という戦時厚生事業(池田1986)の特徴と一致している。
- (2) 『指導要項』が「個人主義的思想」の排除を 重視する点は、戦時厚生事業期の「『日本型』 連帯思想」(吉田1979) と通底している。また、 同要領の「五、家生活ノ刷新充実」が示す「隣 保相扶」と「二、健全ナル家風ノ樹立」が明記 する「隣保協和」は、「家」→血縁による「家」 と「家」の関係→地縁の相互扶助(隣保相扶) →国家の家族的な結合という「地域を統合する ことで国民を戦争に動員する機能」(郡司2009) を包含する概念ではないかと考える。
- (3) 社会的連帯思想の鍵概念である「生の偶然性」(齋藤2004) に基づくならば、「国家主義的な性格」(池田1994) に変容した戦時厚生事業期の「『日本型』連帯思想」(吉田1979) は、国民一人ひとりの「生の偶然性」による「個人に帰責しうる範囲」が最大化した政策理念であったといえよう。

本研究の成果は、戦時厚生事業の思想的特徴を示しただけでなく、当時の社会事業団体・関係者による「従来の社会事業概念」と「厚生事業概念」の両面価値的な認識と明治期以降の「伝統的な諸価値の保存」(Le Goff)の関連性も示唆している。

そこで今後は、社会事業にかかわる実践主体 (個人・組織)の価値形成と社会的・文化的側面 の影響を論究し、社会事業から戦時厚生事業に至 る社会連帯思想の共時的・通時的特徴を解明した い。

注

1) 厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、 老健局長通知(2017) 『地域共生社会の実現に 向けた地域福祉の推進について』の別紙 p.1よ り引用。

2) 歴史学者のKocka (=2000:128・241) が提唱した社会構造史は、歴史的事象に対して「個々の事件や人物よりも、『諸関係』や『諸状況』、個人を越えた発展や過程を重視」し、「通時的な観点と共時的な観点とを複合させながら、考察対象となる現実の諸契機がそれぞれ因果的、機能的にどのような対応関係にあるのか」を分析・考察する方法論である。本研究は、上述した社会構造史の方法論を研究基盤に位置づける。

引用文献

- 地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援 体制の在り方に関する検討会(2017)『地域力 強化検討会最終とりまとめ〜地域共生社会の実 現に向けた新しいステージへ〜』厚生労働省, 29
- 郡司淳(2009)『近代日本の国民動員―「隣保相扶」と地域統合―』刀水書房、348-349
- 池田敬正(1986)『日本社会福祉史』法律文化社, 652:657-658
- 池田敬正(1994)『日本における社会福祉のあゆみ』 法律文化社、115
- 厚生労働省(2017)『地域共生社会の実現に向けた 地域福祉の推進について』(子ども家庭局長、 社会・援護局長、老健局長通知), 1
- Kocka, Jürgen (1986) Sozialgeschichte. Begriff-Entwicklung-Probleme, Vandenhoeck & Ruprecht. Göttingen. (=2000. 仲内英三·土

- 井美徳訳「社会史とは何か―その方法と軌跡―」 日本経済評論社). 41:128.138-139
- Le Goff、Jacques (1977) STORIA E MEMORIA (HISTOIRE ET MEMOIRE) (=1999、立川孝一訳「《叢書・ウニベルシタス 644》歴史と記憶」 法政大学出版局)、71-72
- 文部省社会教育局(1942)『家庭教育指導叢書.第 1輯』文部省社会教育局.全頁
- 齋藤純一(2004a)「社会的連帯の変容と課題」齋藤 純一編著『講座・福祉国家のゆくえ第5巻 福 祉国家/社会的連帯の理由』ミネルヴァ書房, 1・275-276
- 齋藤純一(2004b)「社会的連帯の理由をめぐって― 自由を支えるセキュリティ―」齋藤純―編著『講 座・福祉国家のゆくえ第5巻 福祉国家/社会 的連帯の理由』ミネルヴァ書房、289-290・302
- 戸田貞三(1942)『家の道 文部省戦時家庭教育指導要項解説』中文館書店、2-3・34・43・174-177
- 吉田久一(1979) 『現代社会事業史研究』 勁草書房, 395-396
- 財団法人三井報恩会 (1940) 『時局下に於ける社会 事業の推移』財団法人三井報恩会, 21-26

参考文献

- 穂積八束(1912)『皇族講話会に於ける帝国憲法講 義』前編』協同会
- 吉田久一(1981)『日本社会事業の歴史』勁草書房